

療養補助金改定について Q&A

Q 単年度受診分の給付上限が50万円から30万円に引き下げられた理由は？

A けんぽ協会や国民健康保険、後期高齢者医療制度などの公的な健康保険制度には、「高額療養費制度(健康保険によって名称は違います)」という制度があり、収入によって、ひと月に自己負担する医療費額が決まっています。この「高額療養費制度」を使うと、一般的な、収入が年金だけの場合には、単年度受診分の給付上限50万円に該当することはほぼありません。

しかし、年金以外に収入があり、この上限50万円給付に該当する会員が年間数名いらっしゃる状況です。退職互助部は共済制度ではありますが、退職互助部の財源は限られています。

全会員に、広く、平等に、公平に給付をしていくために、50万円は30万円にさげさせていただきました。

Q 令和6年3月までに請求すれば、今までと同じ給付があるの？

A **改定は令和6年4月受診分から適用します。**「令和6年4月受付分」ではありませんので、あわてて請求をする必要はありません、時効を超えないように請求をしてください。

令和6年3月までに病院等で受診したものは、従来の給付計算による給付額を送金します。

令和6年3月受診分→ 令和8年3月が時効

令和6年4月以降に病院等で受診したものは、新しい給付計算による給付額を送金します。

令和6年4月受診分→ 令和8年4月が時効

Q 請求の方法などは変わるの？

A 請求の方法、時効など、一切変更はありません。

B欄の説明内容が変わりますので、請求書の記載部分の色が変わる予定ですが、今の請求書(記載部分が黄色)も、これまで通り使えます。新しい請求書は、令和6年4月から順次ご希望の会員へ送付しますが、互助会のホームページからもダウンロードできます。また、令和6年3月号の退互部報と同封予定の2024年ガイドブックにも掲載しますので、コピーしてお使いいただけます。

Q 国の医療保険制度は悪くなる一方だけど、退職互助部の療養補助金制度は大丈夫なの？

A 国の医療保険制度の改正は、退職互助部の療養補助金制度に大きな影響を与えますが、今回の療養補助金の改定により、財政試算では、30年以上は現状で問題がない結果となっています。

ただ、今後も国の医療保険制度の改正は十分に予測され、再び退職互助部の財政に影響を与えることも想定されます。

退職互助部は会員の生活の一助となるべく、健全性を維持しつつ、この制度を永続的に続けていかなければなりません。今後も、社会情勢を見据えながら、財政試算を行い、必要な見直しはしていかなければならないと考えています。